

白糠町農山漁村再生可能エネルギー法に基づく  
基本計画

令和5年3月31日

白 糠 町

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

白糠町は、北海道東部に位置し、南は太平洋、北は雌阿寒岳の山麓に至り、この山並みを源とする3本の河川が太平洋に貫流し、その流域に市街地を形成している峡谷型の山村である。

総面積は773.13km<sup>2</sup>で、その約83%が森林を占めている。

基幹産業は第一次産業で、農業は酪農、林業は素材生産を主体とし、漁業は鮭やカニ、ししやもを主とした海面漁業が営まれているが、従事者の所得向上や高齢化に伴う担い手対策が課題となっている。

このことから、本町では、冷涼な気候を地域の強みと捉え、全国屈指の長さを誇る日照時間など、地域に賦存する豊かな自然環境を生かした第一次産業の再興と振興を図り、足腰の強い産業基盤の構築を目指している。

このような中、釧路市と隣接する釧路白糠工業団地（総面積340ha）に、平成26年には30,000kWのメガソーラーが運用を開始し、平成30年からは間伐材を主な燃料とする6,250kWの木質バイオマス発電所が稼働しており、自然エネルギーの活用をはじめ、これまで利用が低位であった未利用材や利用期を迎えた多くの森林資源の利用が拡大し、地域の林業・林産業の振興に大きな役割を果たしている。

今後の木材需要に対応した木材生産の推進や、木質バイオマス発電所との連携による地域の森林資源の有効活用を図り、第一次産業の再興と振興、地域の活性化に努めることとする。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	面積	備考
A	白糠郡白糠町工業団地3丁目2番	56,189m <sup>2</sup>	木質バイオマス発電施設
	白糠郡白糠町工業団地3丁目3番1	61,417m <sup>2</sup>	
	白糠郡白糠町工業団地3丁目3番2	10,615m <sup>2</sup>	

3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電施設の規模	備考
A	木質バイオマス発電	6,250KW	

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

該当なし。

5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

- (1) 木質バイオマス発電事業者が、地域に賦存する未利用材等を納入業者から長期的かつ安定的に買い取ることにより、未利用材の利用促進を図り、林業者の所得の維持・向上、森林整備の推進に資する取組

(2) 発電事業により生じた廃熱を活用した作物栽培や養殖など農林漁業の生産性向上に資する取組

(3) 森林資源の更新による木材の受入など温室効果ガスの削減に資する取組

6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の促進に際し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全との調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分に配慮する。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農林漁業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつくられていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。

7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれたエネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行う再生可能エネルギー発電設備として、6,250KWの発電、間伐未利用材等の木質バイオマスを燃料の8割以上使用することで、持続的な森林整備の推進及び森林の保全を図る。

また、将来的には発電事業により生じた廃熱を活用し、農林漁業と連動した起業の創出を目指す。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1)の目標度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画についてその実施状況（稼働状況、農林漁業の健全な発展に資する取組内容等）を調査し、認定設備整備計画の進捗を確認することとする。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業を中止又は終了する際は、設備整備事業者の責任において、施設の撤去等の対策を行うものとする。

9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし。

10. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページ等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、設備整備計画が実施される見込みが確実であることを確認することとする。また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 区域外の関係者との連携

町及び再生可能エネルギー発電事業者等の関係者は、本町の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。